

控訴第8準備書面(要旨)

～憲法・国際人権法は市民運動・社会運動に大きな期待を寄せている～

1 はじめに

一審被告県は、警察法2条1項が「公共の安全と秩序の維持に当ること」を警察の責務と規定していることを根拠に、警察による市民運動・社会運動に対する監視、情報収集とその保有、提供活動を正当化しようとしています。この点について、一審原告らは、①控訴第2準備書面において、警察のこのような監視、情報収集活動は強制処分にあたるものであり、強制処分法定主義の観点から許されないものであることを、②控訴第3準備書面において、組織法である警察法2条1項によって、警察のかかる活動を根拠づけることができないものであることを、主張しました。

今回提出した控訴第8準備書面は、一審被告県の主張は、市民運動・社会運動を敵視するという警察の根深い体質に立脚したものであり、日本国憲法の観点からも、国際人権法の観点からも許されないものであることを主張するものです。

2 市民運動・社会運動が果たしている重要な役割

まず、戦後の日本社会の中で市民運動・社会運動が果たしてきた重要な役割を確認したいと思います。

労働運動、住民運動、平和運動その他の様々な市民運動・社会運動は、この国の政治のあり方、行政のあり方を変えてきました。

労働運動は、労働者の権利の擁護、企業の民主化、さらには労働者の要求を政治に反映させる上でも大きな役割を果たしてきました。高度経済成長期に発生した公害に反対する住民運動は、公害被害者の救済を実現する力となるとともに、公害を防止する制度、法律を制定させる原動力となり、また公害によって傷つけられた地域の復興をリードする役割も果たしてきました。戦後、アメリカ軍が日本国内の多数の基地を使用していたことに対して基地反対運動が展開され、多くの基地の返還を実現しました。27年間にわたってアメリカによる占領統治を受けてきた沖縄の復帰が実現したのは、沖縄の住民の粘り強い運動があったからに他なりません。広島、長崎に投下された原爆被害者による被爆者運動は、被爆者援護を実現するとともに、核兵器廃絶運動を推進する上で大き

な役割を果たし、核兵器禁止条約が制定されるに至っています。そのほか、ジェンダー平等、障害者の人権、LGBTQなど、個人の尊厳をめぐる問題も粘り強い社会運動を背景に前進が勝ち取られてきました。

このような社会運動には、①複数の人間が集団的に行う行為であること、②集まり行動することを通じて、何らかの資源の獲得、社会における従来の力関係や文化的な信念・慣行の変革を目的とすること、③政治家やエリートではない普通の人々が、デモや抗議行動など通常の政治参加の方法ではない形で様々な活動をするることによって、国家や企業、その他の団体と多様な相互関係を展開していく、といった特徴を有しているといわれています。

社会運動は社会を作る原動力です。自由、平等、民主主義といった現在では当たり前とされている価値は、自然に存在していたものでも、当然のように与えられたものでもありません。それぞれの時代、場所において、このような価値を否定する当時の社会通念と闘った社会運動の集積によって実現されてきたものです。

そのため、時の権力や支配層は、社会運動を嫌悪し、激しい弾圧を行ってまでその抑圧を図ってきました。そして、多くの国において、権力や支配層の意を呈して、社会運動の抑圧を図ってきたのが警察機構でした。戦後の日本においてそのような役割を主に果たしてきた組織が公安警察に他ならないのです。

一審被告県は、市民運動が「大規模かつ無秩序な運動に展開される危険性」なるものを主張していますが、まさに、公安警察の言い分を引き写したものに過ぎません。市民運動・社会運動を敵視する姿勢は、行政の主張として許されるものでもものではありません。

3 日本国憲法は市民運動・社会運動に大きな期待を持っている

このような市民運動・社会運動について、憲法が、国民の基本的人権として保障していることは疑いありません。

本準備書面においては、国民がこのような市民運動・社会運動を展開していくことについて、憲法は、基本的人権として保障するにとどまらず、「憲法保障の観点から期待している」のだという観点を主張しています。これは、憲法12条は「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない」

と規定している意味が、憲法が保障する基本的人権が、「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」であり、「過去幾多の試練に堪え」た「侵すことのできない永久の権利」として「現在及び将来の国民に…信託された」（97条）ということは、信託された現在及び将来の国民は「これを保持」するために「不断の努力」を払い続けなければならないことにあることに立脚しています。

本準備書面においては、押久保倫夫氏が執筆した新基本法コンメンタール憲法の記載を引用しましたが、まさに「利害勘定を抜きにしても、自分が正しいと思ったことを主張し、そのために人権を行使することを、本条は求めている」のです。上述したような市民運動・社会運動は、国民が憲法から求められてる「不断の努力」を国民が実現している局面なのです。

4 警察の活動が憲法秩序を侵害することは許されない

(1) 私たちも、警察の活動が、すでに発生した犯罪の捜査、被疑者の逮捕にとどまらず、犯罪の予防などにもわたることを否定するものではありません。しかし、犯罪の予防を口実に、警察の活動が無制限に拡大し、何らの違法性のない市民の活動に対する監視、情報収集までも許されることになれば、それは「警察国家」を出現させ、公権力による基本的人権の侵害を許すことになってしまいます。

本件で大垣警察が情報収集の対象とした、一審原告松島、同三輪の風力発電に関する学習会を開催することといった行動は、市民が、自らの地域に関わる問題について、自ら情報を集め、自ら判断していくことの出発点になるものであり、まさに憲法が保障しようとする活動です。ましてや、一審原告近藤、同船田については、具体的な行動を起こそうともしていなかったのであり、同人らが、かつて徳山ダム建設に反対する運動に参加したり訴訟を提起したりしたことや、法律事務所の職員として地域住民とともに憲法を擁護する活動などを行ってきたということに着目して、警察が監視の対象とし、情報を収集してきたことを自認するものに他なりません。

一審原告らの活動には、何らの違法性がなく、公共の安全や秩序を脅かすような危険は、抽象的にも存在しないのです。したがって、警察権力が監視の対象としたり、情報収集を行ったりする必要性が全く認められないものであり、警察が、このような市民運動・社会運動を監視の対象とし、情報収集を行おうとするのは、警察法が警察

の責務としている「公共の秩序と安全の維持」とは異なる目的、すなわち、市民運動・社会運動が時の政権を批判したり、大企業の活動に反対したりすることに注目し、市民運動・社会運動が発展することが時の政権に打撃を与えたり、企業活動を阻害したりすることをおそれ、嫌悪しているからだという他ありません。

- (2) なお、一審被告県は、「犯罪や公共の安全と秩序の維持に支障を生ずる事態」が「発生する可能性がある限り」、「万が一の事態に備えて…情報収集をするなどして、その発生を防止するために備えておくこと」も警察の責務であると強弁していますが、「発生する可能性」という抽象的な危険性の存在すら認められないレベルで、警察が、違法性が全くない市民運動・社会運動を行おうとする人々を監視の対象とすることを正当化することは、警察比例の原則からも認められません。戦後日本で発生した最大のテロ事件はオウム真理教による地下鉄サリン事件であることは衆目の一致するところだと思いますが、この事件が、市民運動・社会運動から大規模かつ無秩序な運動に展開されたものではなかったことは明白です。そればかりか、坂本弁護士一家殺害事件、松本サリン事件など、教団による犯罪行為が積み重ねられていたにもかかわらず、警察はこれに適切な対応をすることができず、事件の発生を阻止できなかったのです。

市民運動・社会運動をどれだけ監視しても、テロなどの犯罪行為の抑止には繋がらないことは明らかです。

- (3) また、一審被告県は、「近年の情報化社会においては、短時間で容易に多数人に伝達されるなどの特性を持つSNS等の普及により、当初は小規模な市民運動等であっても想定外の参加者が集まるなどして、大規模かつ無秩序な運動が展開される危険性」があるなどとも主張しています。

確かに、日本でも世界各地でも、人種差別や排外主義を唱える運動が広がっており、社会の深刻な分断を生み出していることが指摘されています。2021年1月に発生したアメリカ連邦議会へのトランプ支持派の襲撃、2023年1月のブラジルでのボルソナロ前大統領支持者による議会等の襲撃など、世界に衝撃を与える事件も発生しています。そして、これらの事件ではSNSが大きな役割を果たしたと言われてい

しかし、これらの事件も、単に、「市民運動・社会運動が大規模かつ無秩序な運動に展開された」というものではなく、違法な行為の扇動がなされたことから発生したとして、捜査が進められていることが報道されています

したがって、SNS等の普及が、市民運動・社会運動への監視を正当化する理由とはなり得ません。

5 警察による市民運動・社会運動の監視、情報収集は国際人権法の観点からも許されない

次に、警察による市民運動・社会運動の監視、情報収集は国際人権法の観点からも許されないという点についても触れておきます。

- (1) 世界人権宣言（1948年）、国際人権規約（社会権規約＝A規約と自由権規約＝B規約、1966年）などの中核的人権条約が整備され、国際的な人権の標準が形成され、国連憲章及び人権条約による手続の整備も行われています。

このような国際人権法は「確立した国際法規」として遵守されなければならないこととは言うまでもありません。裁判の場において、国際人権法を直接適用するという場面は限られるとしても、国際人権法の到達水準を十分に勘案して憲法解釈をおこなうことが求められています。

- (2) 市民運動・社会運動の役割を指摘する本準備書面との関係で特に重視すべきことは、国際人権の発展の中で、国際人権標準を守る上で市民社会の役割、市民社会アクターの重要性が認識されるようになってきていることです。

1993年の国連総会決議に基づいて設立された国連人権高等弁務官事務所が作成している「市民社会スペースと国連人権システム」という冊子があります。この中で、「市民社会アクターは、権利意識を向上させ、コミュニティが持つ懸念を明確にするのを助け、行動戦略を練り、政策や法律に影響を与え、さらに、説明責任を明らかにするよう求めます。市民社会アクターは、公共政策の決定が十分な情報に基づいてなされるように、コミュニティの意見を集約して適切な手段を使って伝達します。市民社会アクターはまた、様々なところで危険にさらされ弱い立場におかれた人々のために活動を行います」と述べ、自由かつ独立した市民活動、すなわち本準備書面で述べてきた市民運動・社会運動が、人権保障にとって不可欠の存在であることが強調されています。

しかも、同冊子では、市民社会アクターを害する要因についても指摘されており、市民社会アクターが直面する課題として「法の枠外の嫌がらせ、脅迫及び報復行動」が指摘されているのです。

本件のような、警察による市民運動の監視、情報収集は、まさに自由な市民社会を維持する上で不可欠な自由かつ独立した市民運動・社会運動に対する公権力の干渉にほかならず、国際人権標準から見ても、人権保障に対する大きな危険と評価されるものです。

6 まとめ

このように、戦後の日本社会を振り返るだけでも、市民運動・社会運動は、日本社会の抱える様々な課題について、問題を提起し、社会的な議論を引き起こすことによって、課題の解決に向けた前進を作り出す役割を果たしてきました。国民がこのような市民運動・社会運動を展開していくことについて、憲法は「表現の自由」「集会の自由」といった国民の基本的な人権として保障していますが、さらに憲法保障の観点から、国民が市民運動・社会運動を展開することを、この憲法が保障する人権を維持、発展させていく「不断の努力」の一環として、期待しています。また、市民運動・社会運動が人権の保障、発展の観点から重要なことは、国際人権標準を守る上で市民社会の役割、市民社会アクターの重要性が協調されていることから明らかです。

したがって、国民が何らの違法性もない市民運動・社会運動を展開していくことに国家権力が介入することについて、厳格な審査が求められます。

このような観点から見ると、犯罪に発展する抽象的な危険性すら認められない市民運動に対する警察による情報収集活動及び情報の保有を当然視する一審被告側の主張、また、警察による情報収集の必要性を広く許容する原判決の判断は、憲法及び国際人権法の観点から、到底許されるものではなく、裁判所には、厳格な審査により違憲・違法と判断することが求められているということを強調したいと思います。

以上